第5章

計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

庁内における消費者施策の推進体制を強化するとともに、警察をはじめとする関係機関や団体との連携強化を図ります。

県では、多くの部局にまたがって行われている消費者行政の連携強化を図り、県民生活に重大な影響を与える消費者問題について総合的に対処するとともに、消費者施策の調整を図り円滑な消費者行政を推進するため、庁内部局横断的組織「群馬県消費者行政推進本部」を設置しています。

本計画の推進に当たっては、この「群馬県消費者行政推進本部」において、下部 組織の「幹事会」を活用するとともに、個別の課題については、必要に応じて「検討部 会」を設置し、より具体的な検討を行うなど、全庁的な体制により効率的で実効性の ある施策の推進を図ります。

2 進行管理

本計画に定めた施策について、各年度ごとに具体的な事業・取組を計画的に実施するとともに、毎年度、第1章計画の策定の基本的な考え方において示した【基本目標】及び次の別表「評価指標項目」に掲げる評価指標について検証を行い、その検証結果を群馬県消費生活問題審議会に報告し、公表します。

そして、進捗状況については、年度ごとに予算の措置状況や指標の推移などを把握し、適切な進行管理を行います。

また、群馬県消費生活問題審議会や県民、消費者団体等からの意見や要望に基づき、新たな取組についての検討を行います。

(別表) 評価指標項目

(目標値等を設定し、計画の進行管理において成果・進捗を検証する際に用いる項目)

| | 指 | 標 | | | |
|-------------------|--------------------------------|----|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 基本方針 | 項目 | 単位 | 基準 (H24) | 目標 (H30) | 担当所属 |
| 消費者の安全・安心の確保 | 事業者指導(景品表示法)処理件数 | 件 | 24 | 40 | 消費生活課 |
| | 食品営業施設 監視件数 | 件 | 21, 748 | 18, 500 | 衛生食品課 |
| | 宅建業者事務所調査件数(*) | 件 | 67 | 苦情に基 づき実施 (推移) | 監理課 |
| 消費者の自立への支援 | 消費者被害防止出前講座実施回数 | 回 | 48 | 100 | 消費生活課 |
| | 金融教育出前講座実施回数 | 回 | 24 | 50 | 消費生活課 |
| | メールマガジン「消費者ホットぐんま」登録 者数 | 件 | 335 | 700 | 消費生活課 |
| | 医療機能情報提供システムへのアクセス件数 (*) | 件 | 141, 896 | 増加 | 医務課 |
| | 「ぐんま地産地消推進店」数(*) | 店 | 342 | 増加 | 蚕糸園芸課 ぐんまブランド 推進室 |
| | 情報モラル講習会実施校割合 (小中学校) | % | 小学校 75 中学校 91 | 小学校 90 中学校 100 | (教委) 義務教育課 |
| Ⅲ 消費者被害の防止・救済 | 高齢者等消費者被害見守り事業者数 | 者 | 0 | 10 | 消費生活課 |
| | 県・市町郡消費生活センターへの相談件数 (*) | 件 | 16, 568 | 受理件数 (推移) | 消費生活課 |
| | 悪質事業者に対する指導状況(*) (特定商取引法関係) | 件 | 行政指導 8 行政処分 1 | 相談に基 づき実施 (推移) | 消費生活課 |
| | 大人向け防犯出前講座実施回数(*) | 回 | 68 | 増加 | 県民生活課 <u>県民防犯推進室</u> |
| | 住宅相談件数 | 件 | 804 | 1,800 | 建築住宅課 |
| IV 環境に配慮した消費生活の推進 | ぐんま環境学校(エコカレッジ)修了者数 (*) | 人 | 15 | 増加 | 環境政策課 温暖化対策室 |
| | 1人一日当たりごみ排出量 | g | (H23) 1, 076 | (H27) 1,000 | 廃棄物・リサイ クル課 |

^(*)を付した項目については、達成すべき目標数値の設定が困難なため、実績値をもって事業執行状況の推移を把握することとする。